

サプライチェーン強靱化パートの 運用に向けた検討

令和4年10月
内閣官房・内閣府

1. 特定重要物資の指定に向けた基本的な考え方

参考 重要な物資のサプライチェーンを取り巻く状況

2. 安定供給確保取組方針の策定に向けた基本的な考え方

特定重要物資の指定に向けたプロセス

- 特定重要物資の指定に当たっては、物資所管省庁による候補物資（※）の検討を踏まえ、内閣府と物資所管省庁が連携し、その要件該当性を精査。

（※）基本指針第3章に基づき、物資所管省庁が「早急に措置を講じる必要」があると判断した物資を精査

- 関係者の意見を踏まえながら、年内を目途に安定供給確保を図るべき特定重要物資を特定し、政令で指定する。

- ✓ 基本指針等の考え方を踏まえ、物資所管省庁による候補物資の検討（公的統計・業界統計、業界団体・事業者等からのヒアリング結果等の既存情報を活用）



- ✓ 候補物資について、内閣府と物資所管省庁が連携し、その要件該当性を精査。精査に当たっては、統計情報・ヒアリング等に加え、法第48条第1項に基づくサプライチェーン調査も活用する。

（サプライチェーン全体像の可視化、リスクの把握・分析、課題の抽出、対応の検討）

（現在の検討状況）



- ✓ 上記を踏まえ、特定重要物資候補の特定と対応の方向性（候補物資を取り巻く環境や安定供給確保に必要な施策・目標等を取りまとめた「安定供給確保取組方針（案）」）の検討を進める。



有識者会議、パブリックコメントの実施

- ✓ 特定重要物資の政令指定（閣議決定）。安定供給確保取組方針の策定。

特定重要物資の指定の要件（概要）

➤ 以下の4要件を全て満たす、特に安定供給確保を図るべき重要な物資に絞り込んで適切に指定する。

要件1	国民の生存に 必要不可欠 又は 広く国民生活又は経済活動が 依拠	国民の生存に直接的な影響が生じる物資をいう。 国民の大多数に普及していたり、様々な産業に組み込まれていたりして、経済合理的な観点からの代替品がない物資をいう。
要件2	外部に過度に依存 又は 外部に過度に依存 するおそれ	供給が特定少数国・地域に偏っており、供給途絶等が発生した場合に甚大な影響が生じ得る物資をいう。 社会経済構造の変化や技術革新の動向（メガトレンド）等を踏まえ、我が国が措置を講じなければ将来的な外部依存のリスクの蓋然性が認められる物資をいう。
要件3	外部から行われる行為による供給途絶等の蓋然性	外部から行われる行為により供給途絶等が発生し、国民の生存や国民生活・経済活動に甚大な影響を及ぼす可能性を評価し、その蓋然性が認められること。
要件4	本制度による措置の必要性	要件1～3に加え、本制度による施策が特に必要と認められる場合に指定を行う。 ①他制度による措置が既に講じられている場合には、本制度により措置を講ずる必要性は小さいと判断される。 ②措置を講ずる優先度が高く、特にその必要性が認められる場合としては、例えば、次に掲げる場合が考えられる。 ✓ 国民の生存に必要不可欠な物資又は基幹的な役割を果たすインフラ機能の維持に与える影響が顕著と考えられる物資のうち、例えば、近年、供給途絶等が発生した実績がある、供給途絶等のリスクが高まる傾向がみられるなど、早急に措置を講ずる必要がある場合 ✓ 中長期的な社会経済構造の変化や技術革新の動向（メガトレンド）を踏まえ将来にわたって重要性や成長性が見込まれる場合や、我が国及び諸外国・地域における産業戦略や科学技術戦略での位置づけ等を総合的に勘案し、例えば、近年、国際環境の変化等を受け、諸外国・地域で物資の困り込みが行われるリスクが高まっている、集中的な支援が検討されているなど、早急に措置を講ずる必要がある場合

➤ 指定にあたっては、支援が効果的に実施できるかどうかといった観点に留意。

➤ 解除の考え方

安定供給確保のための措置を講ずる必要が小さくなったと考えられる特定重要物資について、将来の社会経済情勢や国際情勢等を見据えて慎重に検討した上で、指定を解除するものとする。

法律上の要件

国民の生存に
必要不可欠

又は

広く国民生活又は
経済活動が依拠

基本指針

国民の生存に直接的な影響が生じる物資をいう。事象の重大性、影響範囲及び代替が困難であることを総合的に考慮して該当性を判断。

国民の大多数に普及していたり、様々な産業に組み込まれていたりしており（※）、経済合理的な観点からの代替品がない物資をいう。事象の重大性、影響範囲及び代替が困難であることを総合的に考慮して該当性を判断。

※例えば、様々な物資のサプライチェーンに影響を及ぼしうる部素材、製造装置等が考えられる。

(例)

- ✓ 重篤な疾病の治療に不可欠で代替困難である（軽度な疾病の治療、QOL向上等に用いられるものは、原則、生存に直接的な影響が生じるものとは解釈されない）。
- ✓ 幅広い国民への食料安定供給の確保に不可欠で代替困難である。
- ✓ 特定の用途に用いられるのではなく、現時点で我が国の幅広い産業に、組み込まれており/利用・使用されており、DX、GX等のトレンドから我が国経済社会の基盤維持に不可欠・代替困難で、供給途絶した際に幅広い経済活動の停止につながるなど、甚大な影響が生じ得る。
- ✓ 我が国の国民生活・経済活動を支える重要なインフラの基幹的な部分に不可欠・代替困難な部素材として組み込まれている。

特定重要物資の指定の要件（要件2 外部依存性）

法律上の要件

基本指針

外部に過度に依存

供給が特定少数国・地域に偏っており、供給途絶等が発生した場合に甚大な影響が生じ得る物資をいう。①特定少数国・地域に依存・集中している程度、②国内外からの代替供給確保の可能性、③短期的な供給途絶等への脆弱性の程度を総合的に考慮。

又は

外部に過度に依存するおそれ

社会経済構造の変化や技術革新の動向等を踏まえ、我が国が措置を講じなければ将来的な外部依存のリスクの蓋然性が認められる物資をいう。①将来における物資の重要性及び成長性、②国内外の諸動向を踏まえた我が国の社会経済構造への影響を総合的に考慮。

(例)

- ✓ 外部依存度が高く、特定少数国への依存度が高い（供給先が分散していない）。
- ✓ 当該物資を供給可能な事業者が数社に限定されており、国際環境・事業環境等の理由から、供給途絶する可能性が高まっているなど、供給体制が顕著に脆弱な状況にある。
- ✓ 現時点で外部依存度は低いものの、諸外国で戦略物資として、巨額の支援が行われ、技術的なキャッチアップが急速に進展しているなど、困り込みの動きが顕著であり、将来的に我が国企業の優位性が損なわれ、将来的に外部に依存せざるを得なくなると想定される。
- ✓ 現時点で外部依存度は低いものの、革新的なイノベーション等により、結果としてサプライチェーンの構造が根本的に転換され、将来的に外部に依存せざるを得なくなると想定される。
- ✓ 現時点で外部依存度は低いものの、物資の特性上、外部に依存した場合、幅広い産業のノウハウデータが外部に容易に漏洩しうるなど、甚大な影響が想定される。

法律上の要件

基本指針

要件3

外部から行われる行為による供給途絶等の蓋然性

外部から行われる行為により供給途絶等が発生し、国民の生存又は国民生活・経済活動に甚大な影響を及ぼす可能性を評価し、その蓋然性が認められること。物資ごとの状況や国際関係等の様々な要因等を踏まえ、供給途絶等のリスクを総合的に考慮。

(例)

- ✓ 諸外国において、戦略物資として位置づけられ、自国への優先供給に向けた対応の検討などが進んでいる。
- ✓ 国際環境の変化等により、経済的威圧の手段として利用されている。
- ✓ 国際環境の変化等により、サプライチェーンの変更が必要となっている。
- ✓ 近年、供給途絶等の実績がある。

法律上の要件

基本指針

要件4

本制度による措置の必要性

①他制度による措置が既に講じられている場合には、本制度により措置を講ずる必要性は小さいと判断される。

(例)

- ✓ 他制度（他法令等）による安定供給確保のための措置が講じられており、本制度により措置を講ずる必要性は小さいと考えられる。

石油（石油備蓄法）

抗インフルエンザ薬（新型インフルエンザ等対策特別措置法）

塩（塩事業法）

米（食糧法）

など

特定重要物資の指定の要件（要件4 本制度による措置の必要性）

法律上の要件

基本指針

要件4

本制度による措置の
必要性
(優先度)

- ②措置を講ずる優先度が高く、特にその必要性が認められる場合としては、例えば、次に掲げる場合が考えられる。
- ✓ 国民の生存に必要不可欠な物資又は基幹的な役割を果たすインフラ機能の維持に与える影響が顕著と考えられる物資のうち、例えば、近年、供給途絶等が発生した実績がある、供給途絶等のリスクが高まる傾向がみられるなど、早急に措置を講ずる必要がある場合
 - ✓ 中長期的な社会経済構造の変化や技術革新の動向（メガトレンド）を踏まえ将来にわたって重要性や成長性が見込まれる場合や、我が国及び諸外国・地域における産業戦略や科学技術戦略での位置づけ等を総合的に勘案し、例えば、近年、国際環境の変化等を受け、諸外国・地域で物資の囲い込みが行われるリスクが高まっている、集中的な支援が検討されているなど、早急に措置を講ずる必要がある場合

○供給途絶等が発生した実績がある、リスクが高まる傾向が見られる

(例)

- ✓ 国際環境の変化等により、供給途絶・供給遅延が発生した実績がある
- ✓ 国際環境の変化等により、経済的威圧の手段として利用されている
- ✓ 国際環境・事業環境の変化等により、国内の供給体制が顕著に脆弱化している

○我が国及び諸外国・地域における産業戦略や科学技術戦略で位置づけられている、諸外国・地域で物資の囲い込みが行われるリスクが高まっている、集中的な支援が検討されている

(例)

- ✓ 諸外国において、戦略物資として囲い込みに向けた戦略が打ち出されている、近年巨額の支援が行われている
- ✓ デカップリング等を背景として、輸出検査・輸出管理の厳格化、国内供給優先措置などの貿易制限的措置により、供給途絶・供給遅延のリスクが高まっている、
- ✓ 諸外国から、技術獲得に向けた積極的な誘致・買収の対象となっている
- ✓ 諸外国との間で安定供給に係る協力の対象となっている

特定重要物資の指定の要件（効果的な支援の実施）

効果的な支援

指定にあたっては、支援が効果的に実施できるかどうかといった観点にも留意する。

（例）

- ✓ 優位性の維持・強化につながる支援である
（例：物資のサプライチェーン上、重要かつ、我が国企業が一定の競争力を有している部素材等への支援）
（例：諸外国の誘致圧力が強く、海外移転による重要技術の流出等が懸念される部素材等への支援）
- ✓ 自律性の維持・強化につながる支援である
（例：物資のサプライチェーン上の脆弱性を軽減・解消するための支援）
（例：一定期間の支援後、事業者が自律的に取組を行うことができる）
- ✓ 我が国及び同志国を始めとした国際的なサプライチェーン上、特に重要な物資・部素材等の安定供給に貢献する支援である
（例：諸外国との協力）
- ✓ 安定供給確保に向けた取組の全体像において、当該支援の位置づけが明確である
（例：経済安全保障の観点や他の既存支援措置との整合性）

1. 特定重要物資の指定に向けた基本的な考え方

参考 重要な物資のサプライチェーンを取り巻く状況

2. 安定供給確保取組方針の策定に向けた基本的な考え方

(参考) グローバル・サプライチェーンの供給途絶リスクについて

物資	状況
蓄電池	蓄電池の約5～8割を中国に依存している 米国 では、2020年に 新型コロナウイルスの感染拡大 により、 大手蓄電池メーカーを含む多くの工場が稼働停止し、供給途絶が発生 (※1)。
半導体	一部の完成車メーカーが コロナ影響 によって自動車需要が縮小すると予測し、生産計画を大幅に縮小させ、 車載半導体部品の発注量が減少 。5G・データセンタ等向けの 民生用半導体に対する需要が拡大 する中で、 新型コロナウイルス感染拡大後の自動車需要の急回復 により、 2020年12月以降、世界的な半導体不足が発生 (※2)。
鉱物資源	<ul style="list-style-type: none"> 1990年代に安価な中国産レアアースが市場を席卷。2010年以降、中国が輸出枠を大幅削減したことにより、輸出が一時的停滞し、レアアースが高騰(※3)。 2017年、インドネシアは財政赤字を受けて未加工ニッケル鉱石等の輸出禁止を緩和したが、2020年1月、未加工ニッケル鉱石の輸出禁止を前倒しで再開(※4)。
抗菌薬	手術時の感染予防に使用される抗菌薬セファゾリン注射剤の原材料について、我が国はほぼ100%を中国に依存。2019年、 中国からの原薬供給が途絶し、我が国においても長期にわたり安定供給が滞り 、医療の円滑な提供に深刻な影響を及ぼす事案が発生(※5)。
肥料	我が国は、主要な肥料原料のほぼ全量を輸入に依存。 中国 は、2021年秋に肥料原料である尿素や りん安等の輸出検査を厳格化 。また2022年、ウクライナ情勢により、 ロシア・ベラルーシからの塩化加里の調達 が困難になるなど、 世界的に肥料原料の調達が不安定化 (※6)。
LNG	<ul style="list-style-type: none"> 2022年7月、決済ルールの変更や定期点検等を理由にロシア産天然ガスのドイツへの供給量が大幅に減少し、ドイツ国内における天然ガスの供給不足が発生(※7)。 ウクライナ情勢を背景に天然ガスの価格が高騰する中、LNG輸出増加により国内へのガス供給が不足するおそれを理由に、2022年8月、豪州競争・消費委員会（日本の公正取引委員会に相当）は豪政府に対し、LNG輸出規制措置の検討について勧告(※8)。

※1：Dyatkin, B. Nebg, Y.S. COVID-19 disrupts battery materials and manufacture supply chains, but outlook remains strong. MRS Bulletin 45, 700-02 (2020)

※2：経済産業省「新型コロナウイルス対策検討自動車協議会_車載用半導体サプライチェーン検討WG中間報告_自動車サプライチェーンの強靱化に向けた取組」（2022年7月）

※3：JETRO「中国のレアアース管理に関する政策の概要と動向」（2022年1月）

※4：JETRO「ジョコ大統領、未加工資源の輸出禁止を強く訴え」（2022年2月2日）

※5：内閣府「経済安全保障法制に関する有識者会議」資料1（2021年12月28日）

※6：NHK「ウクライナ侵攻などで肥料の原料調達に支障 農水省が支援強化」（2022年4月28日）

※7：JETRO「ドイツへのロード・ストリーム1の天然ガス供給再開、ガス価格は高騰続く」（2022年7月25日）

※8：NHK「オーストラリア LNG輸出規制を検討 最大輸出先の日本に影響は」（2022年9月14日）

(参考) サプライチェーン強靱化に関する米国の取組

重要・新興技術国家戦略 (2020/10/15)

重要・新興技術 (C&ET) 20分野を特定し、国内イノベーション基盤を強化するとともに競合国からの保護を目標化 (後にリスト更新)。

➤ 20分野のリスト

- (1) 先端コンピューティング
- (2) 先端在来型武器技術
- (3) 先端エンジニアリング素材
- (4) 先端製造
- (5) 先端センサー
- (6) 航空エンジン技術
- (7) 農業技術
- (8) 人工知能
- (9) 自動化技術
- (10) バイオ技術
- (11) 化学・生物・放射性物質・核軽減技術
- (12) 通信・ネットワーク技術
- (13) データサイエンス及びストレージ
- (14) 分散型台帳技術
- (15) エネルギー技術
- (16) ヒューマン・マシン・インターフェース
- (17) 医療・公衆衛生技術
- (18) 量子情報科学
- (19) 半導体・微細電子工学
- (20) 宇宙技術

100日レビュー報告書 (2021/6/8)

2021年2月の大統領令に基づき、**半導体、大容量電池、重要鉱物、医薬品等**について、現状と課題を分析し。短期的な対応、産業基盤構築のための取組、長期的な戦略を整理。

➤ 短期的な対応

- (1) **医薬品の国内生産支援**
- (2) **蓄電池の国内サプライチェーン確保**
- (3) **国内外の重要鉱物の生産・加工への投資**
- (4) **半導体不足に対処するための産業界、同盟国等との連携**

➤ 産業基盤構築のための取組

- (1) 米国人労働者への支援及びイノベーション
- (2) 国内外の持続可能なサプライチェーンへの投資
- (3) 不公正貿易慣行への対抗

➤ 長期的戦略

- (1) 米国の生産力とイノベーション力の再構築
- (2) 市場発展支援
- (3) 政府による購入・投資
- (4) 国際貿易ルールの強化
- (5) グローバルサプライチェーンの脆弱性を低減するための同盟国及びパートナーとの協力

1年レビュー報告書 (2022/2/24)

大統領令発出後1年間の取組を総括し、防衛産業、公衆衛生・生物テロ、ICT、エネルギー、運輸、農作物・食料に関するサプライチェーンを分析。

➤ 製造業活性化及び重要サプライチェーン確保のためのプラン (例)

● 製造業再活性化プラン

- (1) 米国輸出入銀行を通じた国内製造業イニシアチブを提示し、製造業の輸出を強化
- (2) 小規模製造業者向けの資本アクセス拡大
- (3) 製造業者の技術的先進性を促進
- (4) 重要物資の流通を迅速かつ安価に実現するため、超党派インフラ法案を活用した港湾インフラへの投資を強化
- (5) 重要鉱物の国内生産・加工への投資
- (6) 食肉・鶏肉のサプライチェーン強靱化のため、新規食肉加工業者を支援

● 重要サプライチェーン確保プラン

- (1) 重要物資の国内製造を促進
- (2) 国防生産法投資プログラムを立ち上げ、医療資源産業基盤を構築・拡大
- (3) クリーンエネルギーの製造業を強化
- (4) 2022年後半、グローバル・サプライチェーン強靱化に関する閣僚級会合を開催

(参考) 欧州・2020産業政策アップデート

- EUは、電池や半導体といった戦略的な重要物資のチョークポイントを分析し、特定国への依存を低減させ、自立化を図るための産業政策を発表。

2020産業戦略アップデート (2021年5月)

①市場の強靱性強化

- ✓ 加盟国間での標準共通化や適合性評価の迅速化を含む、域内の物資供給の円滑化

②戦略分野における特定国への依存対策

- ✓ 6つの戦略分野（原材料・電池・有効医薬成分・水素・半導体・クラウドエッジ技術）の自立化
- ✓ 既存の①原材料、②電池、③水素に加え、新たに④プロセッサ・半導体、⑤産業データ・エッジ・クラウド、⑥宇宙ロケット、⑦ゼロエミッション航空機といった戦略分野の産業アライアンス支援
- ✓ EU域内補助金規律の例外対象となる重要プロジェクト認定の柔軟化（次世代クラウド、水素、低炭素産業、医薬品、最先端半導体）
- ✓ 標準化戦略策定、政府調達を活用等で産業界を支援

③グリーン・デジタル移行の加速

- ✓ 移行支援するための競争ルールの見直し
- ✓ WTOルールに整合的な国境調整措置の具体化
- ✓ ETSの収益を活用した欧州式炭素差金決済を検討

欧州重要原材料法案 (2022年9月)

2022年9月14日、フォン・デア・ライエン欧州委員長が施政方針演説で発表。レアアースにおける供給・精錬等のサプライチェーンを見直し、EU域内の**レアアース生産拡大**に向けて投資を増やすほか、必要に応じて**備蓄**を可能とするもの。

フォン・デア・ライエン欧州委員長の演説 (抜粋)

- リチウムとレアアースは、既にガスや石油に代わり、経済の中心的な役割を担っている。レアアースに対する需要は2030年までに5倍に増加すると予想されている。欧州のグリーン・ディールが急速に進展していることを示す良い兆候である。
- しかし、あまり良くないニュースは、一つの国が市場を支配していることである。石油やガスと同じような依存関係に陥らないようにしなければならない。そこで、我々の貿易政策が重要な役割を果たすことになる。
- 供給確保は最初のステップに過ぎず、精錬も同様に重要である。今般、世界の加工産業は中国が支配している。レアアースのほぼ90%、リチウムの60%が中国で加工されている。我々は、抽出、精錬、加工、リサイクルに至るサプライチェーンの全てにおいて、戦略的なプロジェクトを特定していく。供給にリスクがある部分には、戦略的な備蓄を構築していく。
- これが、本日「**欧州重要原材料法**」を発表する理由である。

(参考) 中国が取り組むサプライチェーン関連の施策・戦略①

- 「国内大循環を主体とした国内・国際双循環」の下、**巨大市場の魅力により諸外国の投資・技術を惹き付ける「重力場を形成」**。
- 「**科学技術の自立自強**」を掲げ、「自主的・コントロール可能なサプライチェーンの能力強化」として、サプライチェーンの主要部分は国内に留めておくなど**コア技術の国産化**を推進。
- これにより、**中国依存を強化**。外部からの**サプライチェーン断絶に対する強力な反撃力と抑止力を構築**。
(習近平主席の講話 (グローバルサプライチェーンの『反撃力・抑止力』の構築、2020年4月))

中国製造2025

2015年、中国国務院が5つの基本方針及び4つの基本原則の下、重点10産業・23分野に対して9つの重要任務を提示。

【重点10産業・23分野】

	産業	分野
1	次世代情報技術	①IC専用設備、②情報通信設備、③OS・産業用ソフト、④スマート製造のコアとなる情報設備
2	CNC工作機械・ロボット	①CNC工作機械・基盤製造設備、②ロボット
3	航空・宇宙設備	①航空機、②航空機エンジン、③航空機載設備・システム、④宇宙関連設備
4	海洋エンジニアリング・ハイテク船舶	1分野。製品としては、海洋資源探査・開発設備、ハイテク船舶、大型低速船舶用エンジンなど
5	先進軌道交通設備	1分野。製品としては、中国基準の高速鉄道、中低速リニアなど
6	省エネ・新エネ自動車	①省エネ自動車、②新エネ自動車、③コネクテッドカー
7	電力設備	①発電設備、②送変電設備
8	農業設備	1分野。製品としては、自動化、情報化、スマート化した農業機械など
9	新素材	①先進基盤素材、②コア戦略素材、③先端新素材
10	バイオ医薬・高性能医療機器	①バイオ医薬、②高性能医療機器

【9つの重要任務】



(参考) 中国が取り組むサプライチェーン関連の施策・戦略②

チャークボーズ（カ脖子：チョークポイント）

2018年、中国国務院直属の科技日報社が「中国が保有していない技術・他国に独占されている技術（35分野）」の特集記事を掲載

	技術名		技術名
1	フォトリソグラフィ	19	高圧ピストンポンプ
2	チップ	20	航空機設計用ソフトウェア
3	オペレーティングシステム	21	フォトレジスト
4	航空機エンジンナセル	22	高圧コモンレールシステム
5	触覚センサ	23	透過電子顕微鏡
6	真空蒸着装置	24	ロードヘッダーの主軸受
7	携帯電話用RF装置	25	マイクロスフェア
8	iCLIP技術	26	水中コネクタ
9	重燃焼ガスタービン	27	燃料電池の主要原料
10	LIDAR	28	ハイエンド溶接電源
11	耐空性基準	29	リチウム電池用ダイアフラム
12	ハイエンドコンデンサと抵抗器	30	医用画像機器コンポーネント
13	産業用中核ソフトウェア	31	超精密研磨加工
14	ITOターゲット材	32	エポキシ樹脂
15	コアアルゴリズム	33	高強度ステンレス鋼
16	航空機用鋼	34	データベース管理システム
17	ミリングカッター	35	走査型電子顕微鏡
18	高級軸受鋼		

外商投資奨励産業目録

中国国家発展改革委員会・商務部が外資を誘致する技術を目録化（2020年時点で480項目）。登録された業種について、関税の免除等の優遇措置を実施。

業種	項目
化学原料及び化学製品の製造業	ポリエチレンポリアミン、高純度電子材料用フッ化水素酸（9N以上）、フッ化水素
化学繊維製造業	高性能繊維
非金属鉱物製造業	特殊ガラスファイバー
専用設備製造業	人工知能補助医療設備、人工呼吸器、ECMO
自動車製造業	L3/L4/L5自動運転関連のハードウェア
コンピュータ、通信及びその他電子設備製造業	偏光子フィルム、拡散フィルム、レーザープロジェクタ機器、ウルトラHD・ハイテクビデオ製品、集積回路の実装・試験設備
電力、熱エネルギー、ガス及び水の生産並びに供給業	汚水処理場の設計・建設・経営
卸売及び小売貿易業	越境電子商取引小売・サプライチェーン企業
情報伝送、ソフトウェア及び技術サービス業	オンライン教育、オンライン医療及びオンライン事務処理システムの開発及び応用サービス
リース及びビジネスサービス業	現代的ハイエンド設備の維持・保守、デジタル生産ラインの改良・統合
化学研究、技術サービス業	5Gモバイル通信技術の研究開発及び応用、ブロックチェーン技術の研究開発及び応用

(参考) 輸出規制の対象となる物資の一例

【外為法のリスト規制品目（抜粋）】

分野	品目
武器	銃砲・銃砲弾、爆発物、火薬類…
原子力	核燃料物質、原子炉…
化学兵器	軍用化学製剤の原料…
生物兵器	軍用細菌製剤の原料…
ミサイル	ロケット・製造装置等…
先端材料	フッ素化合物製品、セラミック複合材料…
材料加工	軸受等、数値制御工作機械、ロボット等…
エレクトロニクス	集積回路、半導体製造装置、半導体基板…
電子計算機	電子計算機等
通信	伝送通信装置等、通信用光ファイバー…
センサー等	水中探知装置等、電子式のカメラ等…
航法装置	加速度計等、水中ソナー航法装置等…
海洋関連	潜水艇、船舶の部分品・附属装置…
推進装置	ガスタービンエンジン等、ロケット推進装置等…
その他	粉末状の金属燃料、ロボット・制御装置等…
機微品目	無機繊維他を用いた成型品…

【米国の対ロシア等制裁措置】

- 米国商務省は、2022年2月24日、同省産業安全保障局が管理する規制品目リストのカテゴリ3～9に該当する物資について、ロシアへの輸出許可申請を原則として却下する旨公表（同年4月8日、カテゴリ0～2に該当する物資も対象とする旨公表）。
- 規制品目リストにおける各カテゴリの内容は、次のとおり。

カテゴリ	分野
0	核物質、核施設・装置及びその他
1	材料、化学物質、細菌及び毒素
2	材料加工
3	エレクトロニクス
4	コンピュータ
5	通信・情報セキュリティー
6	センサー・レーザー
7	航空電子工学
8	海洋技術
9	航空宇宙・駆動技術

(参考) サプライチェーン強靱化に向けた我が国と諸外国の協力関係

日米経済政策協議委員会（経済版2+2）

- 2022年7月29日に開催し、議題の1つとしてサプライチェーンの強靱性の強化について言及。

共同声明（仮訳・抜粋）

日米両国は、「日米商務・産業パートナーシップ（JUCIP）」及びその他の枠組の下で、戦略的部門、特に**半導体、電池、重要鉱物におけるサプライチェーンの強靱性を促進するための取組を前進**させることを追求する。この目的に向けて両国は：

- a. 岸田総理とバイデン大統領が発表した**次世代半導体の開発を模索する合同タスク6フォースの進展を歓迎し、このメカニズムを通じた継続的な協力をコミット**する。
- b. **日本企業が米国における電池製造への投資を増加させ、サプライチェーンの強靱性に貢献していること、また、志を同じくする国々との連携を主導するために、両国が強力なバッテリーサプライチェーンを構築することの重要性を認識**する。
- c. エネルギー安全保障を強化し、クリーンなエネルギー移行を支援するような、**特に精製段階におけるボトルネックに対処するため、レアアースを含む、重要鉱物資源の多様で堅牢なサプライチェーンを構築するため、財政支援の提供を含む協力**をすることの重要性を強調した。両国は、6月14日にトロントにおいて発表された**鉱物安全保障パートナーシップ**を通じて、他のパートナーと緊密に協力する。両国は、民間セクターの関与の重要性を指摘する。

日英産業政策対話

- 日英間の産業協力の深化・発展を目的として、経済産業省と英国ビジネス・エネルギー・産業戦略省との間で定期的に開催。

日英産業政策対話・第1回航空機ワーキンググループ（2018年7月・ロンドン）

新たな協力可能性のある分野として、次の6分野を特定

- ①先進的なエンジン材料に係る研究開発の協力
- ②積層造形の協力に向けた情報交換
- ③設計・生産プロセスのデジタル化の協力に向けた情報交換
- ④エンジンの修理技術に係る日英エンジン企業の協力
- ⑤熱交換器と脚に係る日英協力プロジェクトの継続
- ⑥アジアにおけるサプライチェーン構築に係る協力

第4回日英産業政策対話（2021年7月・オンライン）

日英両国の経済情勢・産業政策や多国間枠組みにおける連携に関する議論のほか、航空機、宇宙、先端製造、エネルギー・気候変動の各作業部会の進捗にかかる報告、アジャイル・イノベーションやスタートアップ分野の協力に関する意見交換を実施

(参考) 世界の半導体・デジタル産業政策

- これまで、デジタル化は主に民間主導で実現。他方、デジタルが経済・社会を支える重要基盤となったことで、その成否が国民生活に与える影響が格段に増大。
- また、経済安全保障上も、デジタル化が無視できない存在、国力の源泉となる中で、資本主義経済を採用する国においても、次元の異なる半導体・デジタル産業に関する産業政策が開始。
- 我が国としても、これまでのやり方にとらわれず、政策ターゲットを戦略的に絞り込んだ上で、地域社会から世界経済まで真にインパクトある政策を企画・実施していくことが必要（我が国半導体の外部依存度は79%）。



ジョー・バイデン米大統領は、スピーチで半導体チップを示しながら、半導体の重要性を熱弁。

半導体サプライチェーンの調査を指示する大統領令に署名

(出典) SAUL LOEB/AGENCE FRANCE-PRESSE/GETTY IMAGES

各国の半導体・デジタル産業に対する政府の支援（例）

米国	2022年8月に「The CHIPS and Science Act of 2022」が成立。半導体関連投資等の支援が可能な基金を含め、5年間で計527億ドルの資金提供。設備投資に対する25%の減税等が措置される。
欧州	半導体の域内生産拡大や研究開発強化を図る「欧州半導体法案」を発表。2030年までに官民で計5兆6000億円の投資計画。(2022.2)
中国	中央政府は2014年から基金を設置し、半導体関連技術へ計5兆円を超える大規模投資を実施。 これに加えて、地方政府で計5兆円を超える半導体産業向けの基金が存在。(合計10兆円超)
台湾	台湾への投資回帰を促す補助金等の優遇策を始動し、ハイテク分野を中心に累計で2.7兆円の投資申請を受理。また半導体分野に、2021年までに計300億円の補助金を投入する計画発表。(2020.7)

(参考) 世界の蓄電池産業政策

- 主要国において、蓄電池に対する大規模な政策支援を実施。加えて、欧州・米国では、巨大市場を背景に、規制措置・税制措置により持続可能な蓄電池サプライチェーンの域内構築を進める。
- 各国の積極投資により、世界市場における日本シェアは低下傾向。家庭用蓄電池の外部依存度は64%、車載用は63%。

米国

- 100日レビュー（バッテリー）及びリチウム電池国家計画（2021年6月公表）
- 19兆円の「米国製EV」大規模支援。超党派インフラ法案（70億ドル（8,000億円）の電池・電池材料の製造・リサイクル支援含む）成立（2021年11月）
- インフレ削減法案により、北米域内で調達された材料・部品の割合が高いものをEV税制優遇の対象に。段階的に域内調達割合を引き上げ。（2022年8月）

欧州

- 域内におけるバリューチェーンの創出
 - －500社程度が参画するEUバッテリーアライアンス（EBA）を設立（2017年10月）
 - －電池・電池材料工場支援や研究開発支援（仏1,200億円、独3,700億円など、計8,000億円規模の補助）（2018年5月～）
- 新しい制度導入によるルールメイキング（2020年12月発表、2022年3月修正案）
 - －新バッテリー規則案によるカーボンフットプリント規制、責任ある材料調達、リサイクル材活用規制等

韓国

- K-バッテリー発展戦略（2021年7月）
 - －税優遇等による投資の促進：R&D投資は最大50%の税額控除、施設投資は最大20%の税額控除
 - －1兆5千億ウォン（約1,400億円）規模の「K-バッテリー優遇金融支援プログラム」
- 素部装特化団地育成計画（2021年10月）
 - －蓄電池を含む5分野について特化団地を指定し、R&D等に最大2兆6千億ウォン（約2,500億円）を投入

中国

- 「新エネルギー車（NEV）」（約5,600億円）の補助金（2015年5月公表）
 - －中国企業バッテリーのみを対象リストに指定（2019年6月に撤廃）
 - －2020年撤廃予定であったNEV補助金を2022年まで延長するとともに、継続を検討。
- バッテリー工場等への支援
 - －一定の基準を満たす企業について所得税率を軽減（25%→15%）
 - －地方自治体による各種支援策

*1ドル=115円で換算

(参考) 安定供給確保を目的とする他の法体系

▼ 関係省庁で講じられている備蓄等の措置の例

物資名	石油	抗インフルエンザ薬	塩	米
根拠	石油の備蓄の確保等に関する法律	新型インフルエンザ等対策特別措置法	塩事業法	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律
目的	石油の供給が不足する事態が生じた場合において、石油の安定的な供給を確保し、もって国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に資すること。	新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること。	塩が国民生活に不可欠な代替性のない物資であることにかんがみ、塩事業の適切な運営による良質な塩の安定的な供給の確保と我が国塩産業の健全な発展を図るために必要な措置を講ずることとし、もって国民生活の安定に資すること。	米穀の生産者から消費者までの適正かつ円滑な流通を確保するための措置並びに政府による主要食糧の買入れ、輸入及び売渡しの措置を総合的に講ずることにより、主要食糧の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に資すること。
備蓄主体	国、事業者	指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関	塩事業センター	国
内容	産油国共同備蓄の1/2と合わせて輸入量の約90日分を国家備蓄として、消費量の約70日分を民間備蓄として備蓄。	抗インフルエンザ薬については、4500万人分（全人口の25%が罹患する想定）を、ワクチンについては、パンデミックワクチンが製造されるまで医療従事者等の感染対策に必要な量を備蓄。	災害等により、3ヶ月間、国産の食用塩の製造・供給が半減する事態を想定し、民間事業者の供給能力を活用してもカバーしきれない2万トンについて、塩事業センターが備蓄。	10年に一度の不作や、通常程度の不作が2年連続した事態にも国産米をもって対処しうる水準を備蓄。

1. 特定重要物資の指定に向けた基本的な考え方

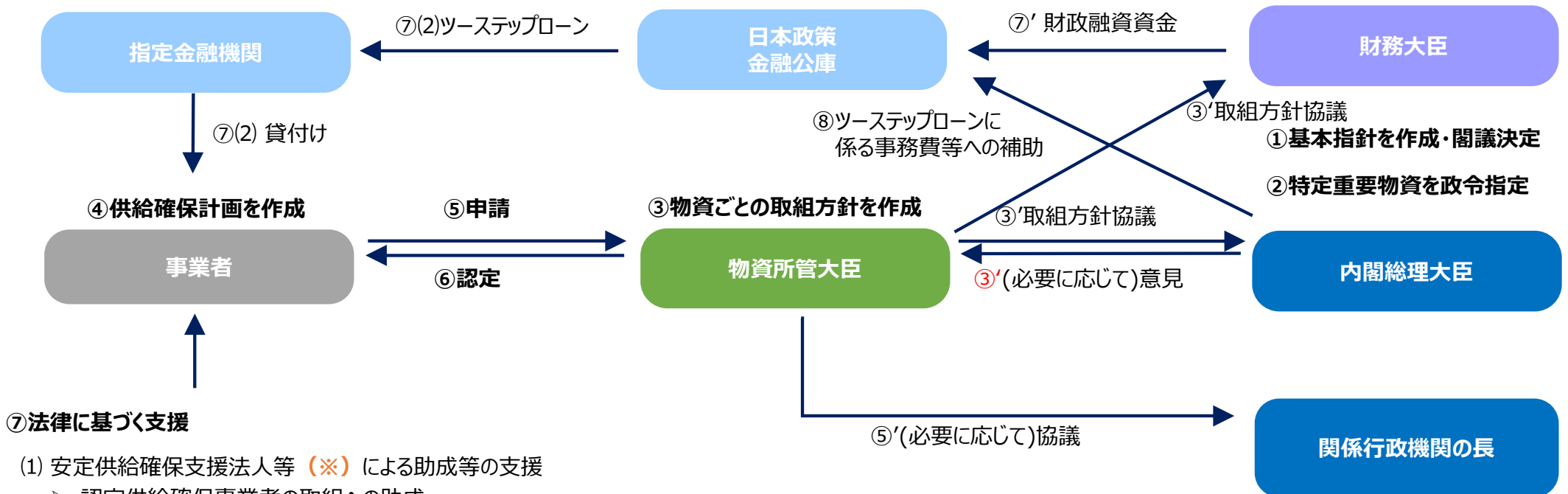
参考 重要な物資のサプライチェーンを取り巻く状況

2. 安定供給確保取組方針の策定に向けた基本的な考え方

安定供給確保取組方針の策定に向けた基本的な考え方について

- 物資所管大臣は政令指定された**特定重要物資**毎に『安定供給確保取組方針』を策定。
- 安定供給確保取組方針は、**サプライチェーン調査の成果も踏まえ**、
 - 当該物資のサプライチェーンが抱える課題や動向
 - 安定供給確保に関する取組の全体像・具体的な目標
 など、物資の安定供給確保に向けて、**物資所管省庁が進める取組全体像とともに**、事業者が安定供給確保のための計画（供給確保計画）を定めるに当たっての具体的な基準として、
 - **本法による支援対象となる取組、支援の認定要件**などについて規定する。

< サプライチェーン強靱化に係る支援スキーム（イメージ） >



⑦ 法律に基づく支援

- (1) 安定供給確保支援法人等 (※) による助成等の支援
 - 認定供給確保事業者の取組への助成
 - 認定供給確保事業者へ融資を行う金融機関への利子補給
- (2) 株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）
- (3) 中小企業投資育成株式会社法の特例
- (4) 中小企業信用保険法の特例

※ 安定供給確保支援法人等

- ・ 所管大臣が指定するNEDO/JOGMEC/医薬基盤研
若しくは
- ・ 内閣総理大臣及び物資所管大臣が指定する
一般社団法人、一般財団法人等

安定供給確保取組方針の策定に向けた基本的な考え方について

経済安全保障推進法第8条

基本指針

取組方針における記載事項

1. 対象となる個別の特定重要物資等の安定供給確保のための取組の基本的な方向に関する事項

- 個別特定重要物資等を取り巻く現状認識
- 指定要件の該当性
- 特定重要物資の安定供給確保に関する目標

○現状認識・目標

- **4要件への該当性**（重要性、外部依存性、供給途絶等の蓋然性、措置の必要性）
- 内外の政府・民間動向、市場動向等
- サプライチェーンの構造
- サプライチェーンが抱える課題・動向
- 安定供給確保に関する目標

2. 安定供給確保のための取組に関し主務大臣が実施する施策に関する事項

- 物資所管大臣が実施する施策の基本的な方向
- 実施する施策
- 施策に係る留意事項

○安定供給確保に向けた施策

- **安定供給確保に向けた関連施策の全体像**（本法による施策、その他既存施策含む。目標と課題、それぞれの施策の狙いと役割の違い等を記載）
- **本法により実施する施策の内容**（施策の具体的な内容、想定する施策効果等を記載）
- **施策に関する留意事項**（関連する政府戦略との関係等）

安定供給確保取組方針の策定に向けた基本的な考え方について

経済安全保障推進法第8条

基本指針

取組方針における記載事項

3. 個別特定重要物資等の安定供給確保のための取組の内容に関する事項及び当該取組ごとに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限

- 事業者の取組の内容
- 安定供給確保の目標
- 取組ごとに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限等

○供給確保計画の認定要件

- 支援対象（物資の原材料等）の特定
- 支援対象となる取組内容の特定
（例：設備投資、研究開発、備蓄）
- 事業者が取り組むべき具体的目標
（例：生産規模、生産性・技術水準）
- 事業者に求めるべきコミットメント・供給安定性の確保
（例：事業見通しの適切性、人材育成、事業継続計画の策定、サプライチェーンリスクへの配慮（人権、サイバーセキュリティ等）、需給逼迫時の対応、供給能力維持のため継続投資・研究開発）
- 取組の期間、期限（例：○年以上の生産継続）
- 実施体制

4. 安定供給確保支援業務に関して安定供給確保支援法人（独立行政法人）が果たすべき役割に関する事項

- 支援業務の基本的な方向
- 法人が果たすべき役割
- 法人の指定に関する事項
- 支援業務の内容、実施体制等

○安定供給確保支援法人/独立行政法人

- 安定供給確保支援業務の内容
- 安定供給確保支援業務の実施体制
- 基金の管理に関する事項
- 安定供給確保支援業務の情報管理

※特定重要物資ごとに、安定供給確保支援業務を行う法人として、安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人（基盤研・JOGMEC・NEDO）を選定

安定供給確保取組方針の策定に向けた基本的な考え方について

経済安全保障推進法第8条

基本指針

取組方針における記載事項

5. 特別の対策を講ずる必要のある特定重要物資の指定に関する事項

特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資としての指定を行う場合についての考え方

○特別の対策を講ずる必要のある特定重要物資

- ・ 指定の要件
- ・ 指定解除の考え方
- ・ 国が講ずる施策に関する事項

6. 個別特定重要物資等の安定供給確保に当たって配慮すべき事項

- ・ 国際約束との整合性の確保
- ・ 経済活動における人権の尊重
- ・ 関係者の意見の適切な考慮

○考慮すべき事項

- ・ 国際約束との整合性の確保
- ・ 経済活動における人権の尊重
- ・ 関係者の意見の適切な考慮

7. その他、個別特定重要物資等の安定供給確保に関し必要な事項

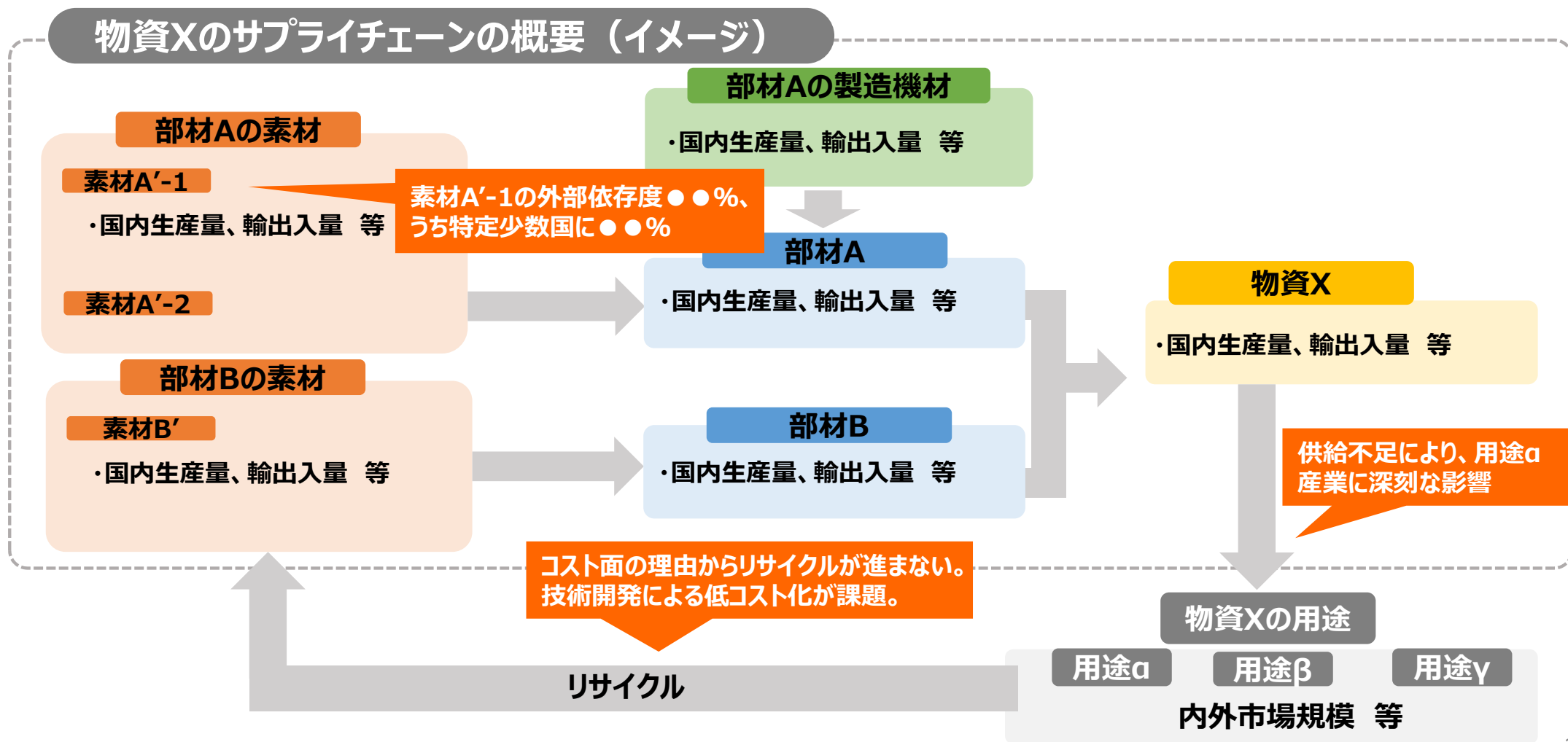
その他物資所管大臣が必要と認める事項

○その他

周辺環境の変化等に応じて適宜検討

(参考) サプライチェーンマップとの連携

- 政府の施策検討に活用するため、サプライチェーンマップを作成。物資ごとの主要なサプライチェーン全体像を可視化するとともに、リスクの把握・分析、課題の抽出、対応の検討を行い、対策を講じるべきポイントを特定。効果的な支援措置の検討に繋げる。※対外的に公表する場合は、公表範囲等を慎重に検討



論点① 特定重要物資の指定に向けた基本的な考え方

- ◆ 各要件への妥当性について、留意すべき事項
- ◆ 近年のメガトレンドや国際的な動向等を踏まえ、優先度について留意すべき事項
- ◆ 効果的な支援の観点から、留意すべき事項
- ◆ その他

論点② 取組方針の策定に向けた基本的な考え方

- ◆ 物資の安定供給確保に向けた取組全体像（目標、既存施策との関係等）を示す上で留意すべき事項
- ◆ 支援のための認定要件を設定する際に留意すべき事項
- ◆ その他